

# 乳幼児健康診査精密検査実施要領

## (目的)

第1条 乳児、1歳6か月児、3歳児健康診査の結果、一層精密に診断を行う必要のある児に対して精密検査を実施し、適切な指導又は措置を行うことを目的とする。

## (実施対象)

第2条 精密検査の実施対象は、次に掲げる児で、さらに精密な診断を必要とする児である。

- (1) 身体面で何らかの異常を認め、又は、異常の疑いがあると認められる児及び診断不確定の児
- (2) 精神発達の異常、情緒障害があると認められ、又は、異常の疑いがあると認められる児、又はその他生活習慣、習癖等で特に心理判定を必要とする児

## (精密検査指定機関)

第3条 精密検査は下記の機関で実施する。

### (1) 精密検査指定医療機関

#### ア 一般的精密検査指定医療機関

神戸市が医療機関を指定する。なお、一般社団法人神戸市医師会に所属する医療機関については、神戸市と神戸市医師会が契約を締結する。

#### イ 専門的精密検査指定医療機関

市内の小児科を標榜する旧総合病院等で神戸市が指定をする。

### (2) 神戸市こども家庭センター

## (受診回数)

第4条 原則として1回とする。ただし、専門的精密検査を受診する必要があると判定された場合は、2回目の精密検査を専門的精密検査指定医療機関で受診する。

## (精密検査の範囲)

第5条 精密検査の範囲は、診断に必要な診察と諸検査で、「診療報酬の算定方法」に掲げる範囲のものとし、最小限の検査を行うものとする。

## (精密検査料)

第6条 精密検査料は公費負担とする。

### (1) 精密検査料（初診時基本診療料・検査料・再診時基本料及び指導料）

精密検査が健康保険等の給付として行われる場合においては、診療報酬の算定方法により算定した額のうち、健康保険法等の規定による保険者が負担すべき額を控除した額とする。また、健康保険等の給付として行われない場合においては、健康保険の診療報酬の例により算定した額とする。

### (2) 請求事務手数料

1件550円（うち消費税及び地方消費税相当額50円）とする。

(実施方法)

- 第7条 区保健福祉部長および北神区役所総務・保健福祉担当部長は、乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査の結果、精密検査を必要と認めた場合、乳幼児健診精密検査依頼書(一般用・専門用)(児相用)(以下、「精密検査依頼書」という。)を母子手帳番号のバーコードシールを貼付して交付する。
- 2 交付を受けた対象児の保護者は、精密検査依頼書と健康保険証を持参のうえ、精密検査指定医療機関、こども家庭センターで精密検査を受診する。
  - 3 一般的精密検査を受診し、更に専門的精密検査が必要な場合は、下記のとおりとする。
    - (1) 医療機関は、対象児の保護者に対し、精密検査報告書(一般用・専門用)―区保健福祉部用―(以下「精密検査報告書」という。)を区保健福祉部および北神区役所保健福祉課へ持参し精密検査依頼書(専門用)の交付をうけるよう指示する。専門的精密検査指定医療機関の紹介は、一般的精密検査を実施した医療機関で行う。
    - (2) 対象児の保護者は、区保健福祉部および北神区役所保健福祉課で、精密検査依頼書(専門用)の交付を受け、健康保険証を持参のうえ、専門的精密検査指定医療機関で精密検査を受診する。
  - 4 精密検査を実施した医療機関は、乳幼児精密検査料請求書、精密検査報告書を月単位で、神戸市へ送付する。
  - 5 精密検査を実施したこども家庭センターは精密検査報告書―こども家庭局提出用と区保健福祉部用―をこども家庭局家庭支援課へ送付する。
  - 6 神戸市は、請求内容を審査し、審査済みの精密検査報告書(一般用・専門用)―こども家庭局提出用―および乳幼児精密検査料請求書をこども家庭局家庭支援課で保管し、精密検査報告書(一般用・専門用)―区保健福祉部用―を区保健福祉部および北神区役所保健福祉課で保管する。
  - 7 こども家庭局家庭支援課は、精密検査報告書(一般用・専門用)(児相用)の結果を入力し、精密検査報告書(児相用)―区保健福祉部用―を区保健福祉部および北神区役所保健福祉課へ送付する。
  - 8 区保健福祉部長および北神区役所北神区役所総務・保健福祉担当部長は、必要に応じて事後指導を行う。

附 則

- この要領は、昭和59年4月1日から実施する
- この要領は、平成5年10月1日から実施する
- この要領は、平成8年4月1日から実施する
- この要領は、平成9年4月1日から実施する
- この要領は、平成10年4月1日から実施する
- この要領は、平成14年4月1日から実施する
- この要領は、平成16年4月1日から実施する
- この要領は、平成17年4月1日から実施する
- この要領は、平成19年4月1日から実施する
- この要領は、平成20年9月1日から実施する
- この要領は、平成21年4月1日から実施する
- この要領は、平成24年4月1日から実施する
- この要領は、平成26年4月1日から実施する
- この要領は、平成27年4月1日から実施する

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する  
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する  
この要領は、令和元年 10 月 1 日から実施する  
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する  
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する  
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。